

名寄市病院事業期日入札実施要綱を次のように定める。

平成30年10月29日

名寄市病院事業管理者 和 泉 裕 一

名寄市病院事業期日入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄市病院事業が行う一般競争入札等を、期日入札の方式により執行する場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 期日入札 入札書を特定の日時に直接持参する方法により提出させ、直ちに開札及び落札者の決定を行う入札をいう。

(2) 期間入札 入札書を一定の期間に一般書留若しくは簡易書留により郵送する方法又は直接持参する方法により提出させ、特定の日時に開札及び落札者の決定を行う入札をいう。

(対象案件)

第3条 期日入札の対象となる案件は、名寄市病院事業契約規程（名寄市病院事業管理規定第22号。以下「契約規程」という。）に基づく一般競争入札等のうち、入札の公示又は指名通知書（以下「公示等」という。）において期間入札を行うこととした案件以外の案件とする。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者は、入札保証金に代える担保として契約規程第6条第1項第5号に規定する定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 契約規程第7条第1項第1号に規定する保険証券は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければならない。

(入札書等の提出方法等)

第5条 期日入札の入札参加者は、指定された入札会場において、入札書を入札箱に直

接投函しなければならない。郵便等、直接投函以外の方法により提出された入札書は無効とする。

- 2 入札書は封筒に入れて封かん及び封印し、封筒の表面に入札案件の名称、開札日及び入札参加者氏名を記載しなければならない。

(入札の代理)

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する委任状を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人が提出する入札書は、委任者と受任者の氏名を併記し、代理人が押印するものとする。

- 3 代理人は、同一の入札において複数の入札参加者の代理をすることができない。また、入札参加者は、他の入札参加者の代理をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 指名競争入札に係る指名通知又は一般競争入札に係る認定通知を受けた者（以下「被通知者」という。）は、入札執行の完了に至るまでは、次の各号に定めるところにより、いつでも入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭で管理者等に連絡する。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭で入札を執行するものに申し出る。

(費用の負担)

第8条 期日入札に係る入札書等の提出に要する費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(開札)

第9条 期日入札の開札は、公示等に指定した場所において、入札書の投函終了後直ちに入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）の面前で行うものとする。

ただし、入札参加者等が開札に立ち会うことができないときは、当該入札事務に関係のない職員2人を立ち合わせるものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第10条 入札参加者等は、その提出した入札書等の撤回、書換え又は差替えをすることができない。

(再度入札)

第11条 第9条の開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに再度入札を行う。

- 2 前項の再度入札は、工事の請負の入札においては1回、物品購入及び委託業務等の入札においては2回まで行うものとする。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。

(契約保証金等)

第13条 契約規程第30条第2号の履行保証保険は、定額（定率）てん補特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければならない。

2 契約規程第30条第5号及び第6号の規定に掲げる担保として、定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第14条 管理者は、期日入札に関し不正な行為等があった場合において、必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。この場合において、入札参加者に損害が生じたとしても、管理者は、その責めを負わないものとする。

附則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。